平成２２年（フ）第４２７１号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番７―409号
債務者　川西夕起子（旧姓田辺）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２７２号
大阪市旭区森小路１丁目３番２―205号
債務者　河野　彩子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２７５号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目４番27号　平和寮
債務者　山本　ゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２８０号
大阪府大東市新田本町11番11号
債務者　松﨑　樹里
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２９１号
大阪府門真市野里町18番５号
債務者　福原　由香
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２９６号
大阪市東淀川区豊里６丁目３番16号マンションハピネス401号
債務者　和田　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４７号
埼玉県本庄市東五十子46番地６
債務者　久保　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１８号
埼玉県秩父市大野原254番地２
債務者　石塚　　隆
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
新潟県長岡市来迎寺甲2642番地４
債務者　西脇　　弘
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
新潟県長岡市上の原町５番25号
債務者　藤崎　久司
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
新潟県長岡市来迎寺2347番地５
債務者　佐藤　智恵
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第９５９号
札幌市清田区北野７条４丁目９番10号　天理教統北分教会
債務者　小川　春雄
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５３号
札幌市白石区東札幌２条４丁目11番14―905号
債務者　前川　雅英
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９３号
札幌市北区新琴似９条７丁目３番８号　１階東側、住民票上の住所札幌市北区北32条西11丁目１番22―203号
債務者　長谷川幸樹
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６２号
札幌市手稲区前田８条12丁目５番15号
債務者　横山　明美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７７号
札幌市清田区美しが丘４条５丁目１番37号
債務者　高津　雅子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８８号
札幌市白石区菊水元町２条２丁目４番１―305号
債務者　吉田　岳矢
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部